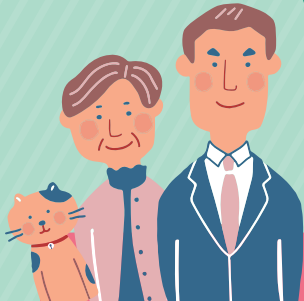


相談
無料

令和6年度 東海村社会福祉協議会

秘密
厳守

相談窓口一覧



一人で悩んでいませんか？
あなたの「悩み」をお聞きし、問題解決につながるようお力添えします。
お気軽にご相談ください。
あらかじめ相談内容の要点を整理しておくことで簡潔に相談できます。



専門相談・生活相談の申し込み・問い合わせ

相談会場：東海村総合福祉センター「絆」内 東海村社会福祉協議会 TEL.282-2804


※年末年始(12/28～1/3)・祝日・振替休日は、お休みになります。

▼※「弁護士による相談」「行政書士による相談」は、事前予約が必要です。予約開始日の8:30から電話・来所にて受け付けます。


| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|--|---------|----------|----------|---------|---------|----------|---|----------|---------|
| 弁護士 による相談 | 内容 | ローン・金銭・遺産相続トラブル・土地・離婚・自己破産・損害賠償など、法律に関することについて相談に応じます。 | | | | | | 時間 | 金曜日(年10回) 10:00~12:00 事前予約先着6組 (1組20分程度) | 相談員 | 弁護士 |
| | 相談日 | 4/5(金) | 5/10(金) | 6/7(金) | 7/5(金) | 9/6(金) | 10/4(金) | 11/1(金) | 12/6(金) | 1/10(金) | 3/7(金) |
| | 予約開始日 | 3/4(月)~ | 4/8(月)~ | 5/13(月)~ | 6/10(月)~ | 8/5(月)~ | 9/9(月)~ | 10/7(月)~ | 11/5(火)~ | 12/9(月)~ | 2/3(月)~ |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|-----------|-----------|----------|----------|
| 行政書士 による相談 | 内容 | 相続などに関することや、遺言書・離婚協議書・内容証明書・契約書などの書類作成の方法について相談に応じます。 | | | | | | 時間 | 金曜日(毎月1回) 13:00~16:00 事前予約先着6組 (1組30分程度) | 相談員 | 行政書士 | | |
| | 相談日 | 4/12(金) | 5/10(金) | 6/14(金) | 7/12(金) | 8/9(金) | 9/13(金) | 10/11(金) | 11/8(金) | 12/13(金) | 1/10(金) | 2/14(金) | 3/14(金) |
| | 予約開始日 | 3/11(月)~ | 4/15(月)~ | 5/13(月)~ | 6/17(月)~ | 7/16(火)~ | 8/13(火)~ | 9/17(火)~ | 10/15(火)~ | 11/11(月)~ | 12/16(月)~ | 1/14(火)~ | 2/17(月)~ |


▼※面談による相談をご希望の方は、事前予約をお願いします。公式LINEによる相談も受け付けています。

| | | | | | | |
|------|----|---|----|---------------------|-----|--|
| 福祉相談 | 内容 | どこに相談したらよいかわからない、利用できる窓口や制度を知りたい、近所の人のことや家族のことで相談したい、既存の制度や仕組みでは解決が難しいなど、生活上の心配ごとや困りごとについて相談に応じます。電話・匿名での相談も可能です。 | 時間 | 月～金曜日 8:30~17:15 | 相談員 | 社会福祉士など  公式LINEはこちらから |
|------|----|---|----|---------------------|-----|--|

▼※面談による相談をご希望の方は、事前予約をお願いします。公式LINEによる相談も受け付けています。

| | | | | | | |
|------|----|---|----|---------------------|-----|--|
| 家計相談 | 内容 | 公共料金などの滞納がある、離職してしまい生計の維持が困難、急な医療費の負担などにより生活にお困りの方などの相談に応じ、必要に応じて滞納(家賃・税金・公共料金等)の改善や各種給付制度の利用に向けた支援を行います。 | 時間 | 月～金曜日 8:30~17:15 | 相談員 | 社会福祉士など  公式LINEはこちらから |
|------|----|---|----|---------------------|-----|--|

▼※事前予約をお願いします。

| | | | | | | |
|------|----|--|----|---------------------|-----|--|
| 終活相談 | 内容 | 終活について何から始めたらいいかわからない。子どもなどがいないため、自分の最期をみてくれる人がいない、お墓や葬儀のことを知りたいなど、終活についての心配ごとについて相談に応じます。 | 時間 | 月～金曜日 8:30~17:15 | 相談員 | 社会福祉士など  公式LINEはこちらから |
|------|----|--|----|---------------------|-----|--|

▼※事前予約をお願いします。

| | | | | | | |
|------|-----|--|-----|--|----|-------|
| 出張相談 | 内容 | 地域で行われているサロンや食事会、自治会の行事などの集いの場に相談員(職員)が赴き、出張にて福祉相談を行います。直接来所することなく相談が可能です。訪問日は要望に応じて調整いたします。 | 時間 | 随時ご相談 | 場所 | 随時ご相談 |
| | 相談員 | 社会福祉士など | 問合せ | 地域福祉推進係・ボランティア市民活動センター TEL.283-4538 | | |

| | | | | | | |
|--------------------------|----|--|----------------|----------------------|--|-------------------------------|
| ひきこもりに 関すること | 内容 | ひきこもりがちの方が不安に思っていることなどについて相談に応じ、必要に応じて就労や外出に向けた支援を行います。(事前予約が必要です。) | 時間 | 第4木曜日 13:30~15:30 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 東海村社会福祉協議会 |
| | | 相談員 | グッドジョブセンターみと職員 | 問合せ | 茨城NPOセンター・コモンズ TEL.291-8990 | |
| 子育てに 関すること | 内容 | 子育てについての心配ごとや困りごと、不安に思っていることなどについて相談に応じます。 | 時間 | 月~金曜日 9:00~16:00 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 児童センター |
| | | 相談員 | 児童センター職員 | 問合せ | 児童センター TEL.306-1017 | |
| 介護に 関すること | 内容 | 介護を必要とされる方が「退院後に自宅で介護することが心配」「介護保険でどのようなサービスが受けられるの?」といった介護についての相談に応じます。 | 時間 | 月~金曜日 8:30~17:15 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 東海村社会福祉協議会 |
| | | 相談員 | ケアマネジャー | 問合せ | 居宅介護支援事業所 TEL.283-3410 | |
| 障害福祉 サービスに 関すること | 内容 | 障がいのある方やその家族などから「どのような福祉サービスがあるのか知りたい」などさまざまな相談に専門の相談員が対応し、契約後に障害福祉サービスを利用するために、計画書作成を行います。 ・計画相談支援事業 (サービス等利用計画の作成) ・障害児相談支援事業 (障害児サービス等利用計画の作成) | 時間 | 月~金曜日 8:30~17:15 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 障がい者センター |
| | | 相談員 | 相談支援専門員 | 問合せ | 障がい者センター TEL.282-4599 | |
| けんりようご 権利擁護に 関すること | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業に関する相談 認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に要支援課題が生じた方で親族の援助が難しい方と契約を結び下記について支援します。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・日常生活の事務手続きサービス ・書類等預かりサービス | 時間 | 月~金曜日 8:30~17:15 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 東海村社会福祉協議会 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度に関する相談 判断能力に要支援課題が生じた方について、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、法的権限を与えて本人を支援する成年後見制度に関する相談に応じます。また、成年後見人などとして活動している方も相談が可能です。 ・成年後見制度利用相談・申立支援事業 ・法人後見受任事業 など | 相談員 | 社会福祉士など | 問合せ | 生活支援ネットワーク係 TEL.283-0205 |
| ボランティアに 関すること | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動を行いたい個人・団体からの相談に応じます。 ●ボランティアの協力を求めている個人・団体からの相談に応じます。 ●学校や地域での福祉の出前講座などに関すること。 ●保育サポート・家事支援・福祉移送の有償サービスに関すること。 ●ふれあい・いきいきサロン、居場所づくり、子ども食堂など通いの場の立ち上げ・運営に関すること。 | 時間 | 月~金曜日 8:30~17:15 | 場所 | 東海村総合福祉センター「絆」内 東海村社会福祉協議会 |
| | | 相談員 | 地域福祉推進係職員 | 問合せ | 地域福祉推進係・ボランティア市民活動センター TEL.283-4538 | |

